

令和5年5月30日

自由民主党 新しい資本主義実行本部

I. はじめに

(1) 問題意識

世界各国においては、GX(グリーン・トランスフォーメーション)、DX(デジタル・トランスフォーメーション)、バイオテクノロジー等の戦略分野の投資を国内に誘致する大競争が始まっている。米欧中においては、政府が大規模・長期・包括的(初期投資に留まらない)な支援により、民間の予見可能性を高め、投資を誘致している(米国のインフレ抑制法(IRA)、EUのグリーンディール産業計画等)。また、成長力や利益の源泉となるイノベーションについても、国際競争が進んでおり、経済成長ならびに経済安全保障を巡って競争は激化している。

我が国は、失われた30年と言われた中、デフレマインドが蔓延し、国内企業はコストカットによって収益力を確保しつつ、海外生産比率を高め、結果として、国内投資は不足し、賃金も抑制されてきた。産業構造の転換も緩慢であり、企業は人に投資せず、個人は自己啓発を行わない状況が継続してきた。マクロ経済の構造としても、人への投資や国内投資が抑制されてきたことから、企業の収支黒字(貯蓄超過)が続いている。このため、2023年には、1人当たりの名目GDPが韓国に抜かれるという、民間機関の予測も行われている。

「脱皮しない蛇は死ぬ」、古い殻に閉じこもったままではだめになるという哲学者ニーチェの言葉である。我が国は、長期的デフレ傾向により、立地環境として国際的競争力を持つようになるとともに、グローバルなサプライチェーンの再編の中で、投資先としての魅力も高まっている。今こそ国内投資を拡大し、イノベーションを促進するとともに、海外からのヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に取り込み、日本型雇用システムを変えていく。このことにより、我が国の経済社会を、戦後の経済発展を実現せしめた旧来の形から、21世紀を生き抜くための新しい形へ転換する大変革を、新しい資本主義の実行により行うことが求められている。

昨年、当本部提言において、「旧来の資本主義の考え方が生んだ様々な弊害を乗り越えるため、経済社会の変革の世界的動きが始まっている」と指摘したが、更に、その世界的動きは加速している。市場の失敗がもたらす外部不経済を是正する仕組みを資本主義の中に埋め込んでいく「新しい資本主義」と同じ視座を持つ、モダン・サプライサイド・エコノミックス(MSSE)の考え方も内外で議論されている。

(2) 基本的方向性

新しい資本主義においては、課題を障害物としてではなく、エネルギー源と捉え、新たな官民連携によって社会的課題の解決を進め、それをエネルギーとして取り組むことによって、包摂的で新たな成長を図っていく。このため、政府は、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX及びDXの4本柱に、計画的な重点投資等を実施してきた。

新しい資本主義実行本部は、新しい資本主義の取組を次の段階に進め、成長と分配の好循環の更なる深化を図り、持続可能な経済社会システムを構築することが不可欠との認識の下、議論を進めてきた。

特に、賃上げは新しい資本主義の最優先課題である。賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を通じたマークアップの確保を伴う賃金と物価の安定的な好循環を目指すべきである。このためには、中小企業等の円滑な価格転嫁を実現しつつ、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化等の労働市場改革等が不可欠である。

成長力が持続的に向上し、その果実が賃金等に分配され、国内需要が持続的に拡大していく成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環の持続性を確保する。

上記の好循環に向け、人への投資、イノベーションによる生産性の向上に向けた投資等を、政府の計画的な重点投資等を通じて官民が連携して推進していく。

加えて、日本の魅力を活かした観光、文化、人材などの広い意味でのインバウンドの取り込みを図っていく必要がある。

更には、権威主義国家の台頭、ロシアによるウクライナ侵略、新型コロナウイルスの経済・社会への影響、国際金融情勢の不確実性など、経済社会へのショックが危ぶまれる中、生活水準を向上させる「経済成長」と、ショックを危機へと拡大させない安定化の「レジリエンス」の両立の確保が求められる。エネルギーや食料を含めた経済安全保障の強化、レジリエンスの優位性を活かした国内投資促進、サプライチェーンの強靱化を推進していく。

また、意欲のある全ての方が、置かれている環境にかかわらず、力を発揮できる包摂的な経済社会を創る必要がある。このため、女性、若者、地方の力を更に引き出していくべきである。地方においては、過疎化・高齢化・人手不足といった環境を踏まえ、モビリティ、空き家問題などの地域の構造的な社会課題解決にも取り組む必要がある。

(3) 本提言の位置づけ

当本部は、昨年5月24日に「新しい資本主義実行本部 提言」を、また、政務調査会経済成長戦略本部は、同26日に「新しい資本主義の実現のための成長戦略についての提言」を策定し、政府に提言を行った。それらを踏まえ、政府においては、同6月7日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を取りまとめて、閣議決定を行った。

本年については、当本部の「リ・スキリング・労働移動・構造的な賃上げ小委員会」、
「スタートアップ政策に関する小委員会」、「経済成長戦略委員会」が、それぞれのテーマ
について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のフォローアップ、課題の
把握、対応策の検討等を行ってきた。

既に2つの小委員会については、それぞれのテーマについて取りまとめを行った上、政
府に提言を行ったところである。なお、リ・スキリング・労働移動・構造的な賃上げ小委
員会提言を反映して、政府は、本年5月16日に「三位一体の労働改革の指針」を取りまと
めている。

本提言は、上記の問題意識の下、「経済成長戦略委員会」の議論を踏まえた課題の把握と
その対応策をとりまとめたものである。政府においては、本提言を、2つの小委員会の提言
とともに、政府が今後取りまとめる「新しい資本主義実行計画」、「経済財政運営と改革の
基本方針(骨太方針)」等に一体的に反映し、態勢を整えるとともに実行に移されたい。

(注)令和5年4月25日 リ・スキリング・労働移動・構造的な賃上げ小委員会提言

令和5年5月11日 「スタートアップ育成5か年計画」の実現に向けた提言

II 提言

目次

1. 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進
 - (1) 戦略的重点投資の基本的方向性
 - (2) DXの推進
 - ① WEB3.0の推進
 - ② ポスト5G、6Gの推進
 - ③ デジタル市場の環境整備
 - ④ 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進
 - ⑤ インターネットにおける新たな信頼の枠組み
 - ⑥ サイバーセキュリティ
 - ⑦ デジタルガバメントの推進・マイナンバーカードの普及
 - (3) GXの推進
 - (4) イノベーション実現のための規制のデザイン

2. 日本の魅力を活かした観光・文化・人材など広い意味でのインバウンドの取り込み
 - (1) 日本の魅力を活かしたインバウンドの取り込み
 - ① 観光
 - ② 文化芸術・スポーツ
 - ③ 日本のクリエイターへの支援
 - (2) 日本の強靭性を活かした高度な外国人材の受入等
 - ① 有望な留学生の受入や日本人学生の海外派遣の拡大
 - ② 高度外国人材の受入

3. レジリエンスの優位性を活かした国内投資促進、サプライチェーンの強靭化
 - (1) 基本的方向性
 - ① 経済安全保障の強化
 - ② 企業立地・国内投資の促進
 - ③ 対内直接投資
 - (2) 重点分野での対応
 - ① 先端・次世代半導体
 - ② 蓄電池
 - ③ データセンター、国際海底ケーブル
 - ④ 金融市場の整備・国際金融センターの実現
 - ⑤ グローバルヘルス

4. 地域の社会課題解決

(1) 農林水産業

- ① 食料・農業・農村政策の基本的方向性
- ② 農林水産物の輸出
- ③ 農林水産業のグリーン化
- ④ スマート農林水産業

(2) 人手不足等

- ① 人手不足への対応
- ② 空き家対策

(3) 交通・物流

- ① 交通・モビリティ
- ② 物流対策

(4) ヘルスケア

(5) デジタル田園都市国家構想

- ① 官民連携による優良事例の横展開
- ② 地域のデジタルインフラの整備
- ③ 教育のICT環境の整備
- ④ デジタル人材の育成
- ⑤ デジタルリテラシー

(6) コンセッション（PPP／PFI等）

(7) 中小企業

- ① 「100億企業」など成長力のある中堅・中小企業に対する振興
- ② 事業不振の場合の総合的な支援策
- ③ 「社会課題解決（ゼブラ）企業」の創出とインパクト投資の拡大

(8) 国土強靱化、防災・減災

5. 個別分野の取組

- ① 宇宙
- ② 海洋
- ③ 大阪・関西万博に向けた取組
- ④ 企業の海外ビジネス投資の促進
- ⑤ グローバル・サウスへの関与の強化等
- ⑥ 福島をはじめ東北における新たな産業の創出

1. 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進

(1) 戦略的重点投資の基本的方向性

権威主義国家の台頭やロシアによるウクライナ侵略を発端とする国内外への影響が長期化・拡大し、サプライチェーンや社会インフラの強靱性（レジリエンス）の重要性が再認識される中で、科学技術・イノベーションへの期待はより一層強まっている。成長とレジリエンスを両立させるため、官民が連携して、科学技術投資の抜本拡充を進めていくべきである。

文章、画像、映像を生成することが可能な生成 AI（基盤モデル）は、作業時間の短縮やタスクの質の向上、人による差の縮小を可能にし、法律、金融業務、コンテンツ生成などの様々な分野で、その応用が期待されている。

生成 AI の利活用に向けた環境整備を進めるため、研究水準の維持・向上、計算資源の確保、良質なデータセットの整備などの取組を進め、生成 AI の開発力を強化するべきである。

個人情報保護、セキュリティ、著作権に関する懸念、偽情報・誤情報によるリスクなど、AI に関する多様なリスクへの対応を進めるとともに、G7 広島サミットの成果を踏まえ、国際的な議論を先導し、グローバルなルールメイキングに貢献していくべきである。

また、AI の利活用にとっても重要な電力供給について、徹底した省エネルギーの推進に加え、再生可能エネルギーの主力電源化、原子力の活用等を進め、安定的かつ安価な供給を目指すべきである。

量子技術について、本年度中に、スタートアップが利用できる実証環境を整備するべきである。2028 年度までに、量子コンピュータと古典コンピュータを統合的に運用し、エネルギー・食料問題や素材開発・創薬などの複雑な計算を要する具体的なユースケースに適用できるようにするため、基盤ソフトウェアを開発するべきである。

健康・医療分野について、ゲノム医療については、10 万ゲノム規模の解析に加え、その成果の利活用（診断・創薬・新規治療法開発）を進めるべきである。治療薬・ワクチンの開発について、日本の企業・研究機関と、米国などの有志国のスタートアップ・ファウンダリとの連携を促進し、国際的な新薬開発・供給体制の構築を図るべきである。高齢化の進む日本の持つ臨床データを活用し、脳神経疾患の治療法・予防法を有志国の企業と連携しつつ、開発強化するべきである。再生医療について、遺伝子治療やゲノム編集などの新しい技術の登場を踏まえ、再生医療を適切に普及・拡大させていく観点から、必要となる制度的対応を進めるべきである

将来のクリーンエネルギーと期待される核融合エネルギー（フュージョンエネルギー）の研究開発を強化するべきである。量子技術をはじめとする先端科学技術を活用し、農業・食料分野のイノベーションを実現するべきである。これらを含め、引き続き、社会環境の変化に伴って出現する新たな課題に対応するため、ムーンショット型研究開発制度

等の充実を図るべきである。

成長志向型の資源自律経済の実現に向け、レアアースを含む希少資源等の確保という経済安全保障上の観点も踏まえ、市場のライフサイクル全体で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めるべきである。

遺伝子技術により、微生物が生成する物質の量や性質を変化させ、地球温暖化などの社会課題解決に貢献できるバイオものづくり技術について、大規模生産・社会実装に向けた取組を進めるべきである。

（２）DXの推進

①WEB3.0の推進

暗号資産に関する税制上の取扱について、まずは、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方も含めて、速やかに検討するべきである。

暗号資産の会計処理について、企業会計基準委員会での議論を後押しするべきである。並行して、日本公認会計士協会において、ガイドラインの策定を進めるべきである。

暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、LPS 法上で投資対象とすることを検討するべきである。

②ポスト5G、6Gの推進

ポスト5G、6Gの研究開発を継続するべきである。グローバル展開も見据え、有志企業の異なるベンダーの機器を自由に組み合わせて5G基地局ネットワークを構築できるようにするシステム（オープンRAN）について、2025年までにチリ、タイ、ベトナム、フィリピンなどの10か国程度で実証事業を実施し、米国とも連携しながら、グローバル・サウスを中心に世界シェア獲得を図るべきである。

③デジタル市場の環境整備

オンラインモール、アプリストアについて、本年度中に、昨年の指摘も踏まえたその後の取組状況、運営状況の2回目の評価を行い、取引関係の改善につなげるべきである。デジタル広告分野について、本年度中に、同法に基づく対象事業者の運営状況の評価を実施するべきである。その結果を踏まえ、必要に応じ、取引条件の開示や苦情相談対応の充実等の対応を求めるべきである。モバイル・エコシステムにおける競争環境の評価に関する競争政策調査会の提言を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討すべきである。

④信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進

G7 広島サミット及び G7 群馬高崎デジタル技術大臣会合で合意された DFFT を議論する

ための国際的な枠組みの設立を進めるとともに、官民協働プロジェクトを進めるべきである。

⑤インターネットにおける新たな信頼の枠組み

やり取りするデータや相手方を検証できる仕組み等をインターネットの上に付加するトラステッド・ウェブの実現に向けて、ユーザー企業のニーズを踏まえた実践的なユースケースの作り込みを行い、企業側の理解醸成を図り、2025年度までにサービスとして実用化すべきである。

⑥サイバーセキュリティ

欧米各国との基準調和を図るため、本年度内に、ソフトウェアについては脆弱性やライセンス等の情報管理に関するガイドラインを整備し、IoT 機器についてはセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度整備の方向性を示すべきである。

⑦デジタルガバメントの推進・マイナンバーカードの普及

これまで1741市区町村の窓口業務及び行政手続のデジタル化を進めてきたが、ガバメントクラウドのように国と地方が共通して利用可能なデジタル基盤が整いつつあることから、政府全体の行政サービスのあり方を再構築すべきである。

市町村の交付体制の強化に向けた支援に加え、民間サービスとの連携による利便性の向上を図る。健康保険証との一体化（2024年秋に健康保険証の廃止）、運転免許証との一体化（2024年度末予定）を進めるべきである。

（3）GXの推進

徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用すべきである。電力の安定供給に向けた供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備をはじめ、取り得る方策を早急に講ずるとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化に取り組むべきである。

GX基本方針に基づき、①GX経済移行債に基づく規制・制度措置と一体的な支援の仕組み、支援対象のポートフォリオ管理、進捗評価手法の具体化、②将来導入する炭素に対する賦課金・排出量取引制度等に係る必要な法制上の措置（2年以内）、③GX推進法に基づきカーボンプライシングの実務や金融支援等を担う「GX推進機構」の創設、④GX経済移行債の発行方法の検討等の取組を進めるべきである。

各分野の取組について、基本方針で定めたロードマップに基づき、以下の取組を進めるべきである。

- ・徹底した省エネの推進（省エネ診断や省エネ設備投資への支援、家庭の断熱窓・給湯器の省エネ化支援）
- ・再エネの主力電源化（全国規模の系統整備計画（マスタープラン）に基づく系統整

備や海底直流送電の整備、地域主導・地域共生の再エネ導入、ペロブスカイト等の開発)

- ・ 原子力の活用（原発の着実な再稼働、炉の建て替えの具体化、次世代革新炉の開発・実証、核燃料サイクル・最終処分取組強化）
- ・ 水素・アンモニアについて、改定版水素基本戦略を踏まえた規制・支援一体型の制度の整備や市場拡大の支援（低炭素水素・アンモニアに限定した既存燃料との価格差支援等）、SAF や合成燃料等の開発・実証・実装に向けた投資等の支援
- ・ 2030 年までのCCS事業開始に向けたCCS事業法の早期整備（ガスの計測や輸送に係るルールや、保安・モニタリング・損害賠償の責任の明確化等について検討）

G X化を実行するためには、複数社での連携が重要であることから、国際的な競争状況も踏まえ、設備の共同廃棄、原燃料等の共同調達やデータ共有等における独禁法に関する課題について、事業者等の取組を後押しする対応を検討するべきである。

なお、こうしたG X推進に向けた取組と併せて、G7 広島首脳コミュニケを踏まえ、ネットゼロ、循環型、ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換にも取り組むべきである。

(4) イノベーション実現のための規制のデザイン

保安や建築、運輸分野などで、人による目視や評価を求めているような AI 活用を阻害する規制の見直しを行うべきである。

7 項目のアナログ規制に関する法令（1 万条項）について、技術検証の結果も踏まえ、2024 年 6 月を目途に工程表に沿って法令改正等の見直しを実施するべきである。

2. 日本の魅力を活かした観光・文化・人材など広い意味でのインバウンドの取り込み

(1) 日本の魅力を活かしたインバウンドの取り込み

①観光

本年 3 月に改訂した「観光立国推進基本計画」に基づき、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大に向けた施策を推進し、2025 年より早期にインバウンド消費 5 兆円、国内旅行消費額 20 兆円を達成することが求められる。

特に、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策を活用した観光地・観光産業の再生・高付加価値化や観光DXなど、持続可能な観光地域づくり等に取り組むほか、インバウンドの本格的な回復に向けた地域文化・資源等を活用した特別な体験の提供、医療ツーリズムやロケツーリズムも含めた新コンテンツの創出、高付加価値旅行者の誘客のための集中的支援、地方での多言語対応や公共交通機関・観光地でのキャッシュレス決済導入、クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組等の受入環境整備等を強力に推進するべきである。さらに、国内交流拡大のため、新たな需要の開拓や平日の旅行促進

等に取り組むべきである。

②文化芸術・スポーツ

文化芸術について、本年度中に、国際的なアートフェアの誘致を本格化させるべきである。

スポーツツーリズム、まちづくりとの一体化などの地域密着化を進めるとともに、デジタル技術も活用した高収益化を図るべきである。

③日本のクリエイターへの支援

アニメ・ゲーム・エンターテインメント等のコンテンツ産業は、日本の誇るべき核の1つであり、広い意味での日本のクリエイターへの支援の在り方を検討することが求められる。コンテンツ産業自身の構造改革に向けた具体的なアクションを明らかにしつつ、優れた才能を持つ若手クリエイターを対象に、制作費等を支援するべきである。

(2) 日本の強靭性を活かした高度な外国人の受入等

①有望な留学生の受入や日本人学生の海外派遣の拡大

ポストコロナを見据え、コロナで途絶えた海外との人的交流の再構築、留学生の派遣・受入を強化する必要がある。同時に、留学生を含めて高度外国人材に日本で円滑に就職してもらうための環境整備が必要である。

日本人の海外留学派遣を年間50万人（コロナ前は22万人）、外国人留学生受入を年間40万人（コロナ前は30万人）に早期に拡大することが求められる。このため、日本人の中長期留学者に対する経済的支援の充実、博士課程人材の派遣促進、高校段階からの留学促進を図るべきである。

②高度外国人材の受入

各国の高度人材のうち、国外で生まれた者の占める割合は、英国23%、米国16%、ドイツ13%に対し、日本は1%に過ぎない。世界がパンデミックやロシアによるウクライナ侵略といった危機に直面する中、日本の経済構造の強靭性（レジリエンス）という優位性を活かし、高度外国人材の受入拡大を進めることが求められる。

本年4月、高度人材の中でもトップレベルの能力のある人材、世界でトップレベルの大学を卒業したポテンシャルの高い若者を対象とした在留資格制度が創設されたところであるが、海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプランを踏まえ、高度外国人材呼び込みに向け、世界に伍する水準の新たな在留資格制度を活用するとともに、税制・規制などについて必要な対応を行うべきである。

3. レジリエンスの優位性を活かした国内投資促進、サプライチェーンの強靭化

(1) 基本的考え方

①経済安全保障の強化

半導体・蓄電池などの重要物資の製造拠点整備や量子、AIなどの先端的な重要技術の実用化等への支援を更に進めるべきである。そのための基金について着実に執行するとともに、重要物資のサプライチェーンや先端重要技術の国際動向について不断の点検・評価を行い、サプライチェーンのリスクや新たに支援が必要な物資・技術について検討を行うべきである。

重要情報の指定、情報にアクセスする者に対する調査等のセキュリティ・クリアランスのための制度整備について、有識者会議の議論も踏まえ、速やかに検討を進めるべきである。

経済安全保障上重要な物資を供給する民間企業への政府による資本強化支援について、同様に検討を加速するべきである。

②企業立地・国内投資の促進

経団連が目標に掲げた「2027年度に設備投資115兆円」という民間設備投資を後押しするため、戦略分野への政府の長期的・包括的コミットメントと企業にとっての予見可能性を備えた施策が重要である。予算だけでなく税制・制度面も含めた世界水準の投資促進策、知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた、戦略産業の国際獲得競争に負けないイノベーション環境の整備、地域の良質な雇用を支える中堅企業の振興、省人化投資等の人手不足への対応、更なる企業立地に向けた重要産業に係る工業用水等の産業インフラ整備、土地利用調整の円滑化等による産業用地の整備を進めるべきである。その際、2022年に過去最大の赤字となった貿易収支や恒常的に赤字が続くサービス収支改善につながる産業の強化にも配慮すべきである。

③対内直接投資

海外の活力を有益な形で取り込むため、対内直接投資を早期に100兆円にするべく、海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプランに基づき、投資促進、ビジネス・生活環境整備、誘致強化、マッチング強化、発信強化等を進めるべきである。

(2) 重点分野での対応

①先端・次世代半導体

先端半導体の製造拠点整備等への支援を進めるべきである。次世代半導体については、日米欧協力の枠組みを政府レベルで設置し、生産主体となる企業（Rapidus株式会社）・研究組織（技術研究組合最先端半導体技術センター（LSTC））を設立したところ。これらを国際連携のハブとして、国内外のトップ人材の呼び込みを図るとともに、有志国（米国・EU等）との連携や研究開発・量産化支援を通じ、2020年代のうちに次世代半導体の実用化を目指すべきである。

②蓄電池

蓄電池について、生産基盤の拡大、次世代技術の開発・実用化、上流資源の確保、環境

整備等の競争力強化を図るべきである。

③データセンター、国際海底ケーブル

レジリエンス強化の観点から、データセンターの分散立地を加速させるべきである。

国内海底ケーブルの整備を支援し、日本を周回する海底ケーブルを完成させるべきである。これと連動して、我が国が国際的なデータ流通のハブになるよう、有志国等と連携しながら国際海底ケーブルの多ルート化を速やかに進めるべきである。

④金融市場の整備・国際金融センターの実現

資産所得倍増プランに基づき、5年間でNISA総口座数を現在の1,700万口座から3,400万口座へと倍増させ、NISA買付額を28兆円から56兆円へと倍増させることを目指すとともに、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増も見据えて政策対応を図ることが求められる。

NISA制度については、令和5年度税制改正により、恒久化され、年間投資上限額の拡大、非課税保有期間の無期限化、非課税保有限度額の拡大等の措置が講じられたところであるが、新しいNISA制度の施行（2024年1月）に向け、非課税保有限度額の管理システムを構築するとともに、8,000万人の投資未経験者に対し、NISA制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化するべきである。

確定拠出年金について、iDeCoにおける加入可能年齢の引き上げや拠出限度額の引き上げなどの検討を進めるべきである。

2024年中に金融経済教育推進機構を設立し、同機構で中立的なアドバイザーの認定を行うとともに、常に質の高い情報を消費者に提供できるようアドバイザーを継続的に支援するべきである。

「資産運用立国」日本の実現に向け、国際金融センターとしての地位向上に向け、海外の資産運用業者の進出を拡大すべく、金融行政・税制のグローバル化、外国籍の高度人材を支える生活・ビジネス環境整備、効果的な情報発信、相談体制の整備などを総合的に進めるべきである。また、アジアにおけるGX金融のハブを形成すべく、CO2排出量を含む企業データ・取引データの集約、官民関係者が参画するコンソーシアムの組成を進めるべきである。

企業のノウハウや顧客基盤等の無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる制度（事業成長担保権融資）を検討し、本年度中に国会に法案を提出することを目指すべきである。

金融サービスについて、消費者にとって利用しづらい手続きやサービスを網羅的に点検し、消費者の利便性向上の観点で改善が必要であると確認されたところについては、改善を求めるべきである。

⑤グローバルヘルス

国際機関との協力や、グローバルヘルス分野での官民連携を促進することが求められ

る。アジア・アフリカでの日本企業の事業展開やネットワーク構築を支援するべきである。

4. 地域の社会課題解決

(1) 農林水産業

①食料・農業・農村政策の基本的方向性

食料安全保障上のリスクの高まり、国内市場の縮小、生産者の減少・高齢化、海外市場の拡大、気候変動等の環境変化を踏まえ、制定から約20年が経過した食料・農業・農村基本法の改正法案を本年度中に国会へ提出することも視野に、本年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな方向性を取りまとめるべきである。

②農林水産物の輸出

2025年輸出額2兆円の目標の前倒しでの達成を目指しつつ、2030年までに輸出額5兆円を達成することが求められる。大ロット輸出産地の形成支援に加え、現地でサポートを行う輸出支援プラットフォームや、品目の生産から販売までの関係者が連携した認定農林水産物・食品輸出促進団体の拡大・活動推進による、関係者が一体となった輸出体制の強化を行うべきである。また、海外で品種登録やライセンスを代行する育成者権管理機関の取組を推進し、知的財産の保護・活用の強化を図るべきである。

③農林水産業のグリーン化

農業・食品産業を環境と調和のとれたものへ転換するため、有機農業の推進といったみどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を促進すべきである。

④スマート農林水産業

人口減少下でも生産水準を維持・発展させるため、IoT・データ活用などのスマート化をはじめとする産地の生産力の強化に資する取組を進めるべきである。

(2) 人手不足等

①人手不足への対応

いわゆる、106万円・130万円の壁について、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを導入し、さらに制度の見直しに取り組むべきである。また、106万円、130万円の壁について、これを意識せずに働くことが可能となるよう、勤務時間週30時間未満の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに取り組むべきである。

人手不足が深刻化する中、現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討するべきである。

②空き家対策

空き家の重点的活用が必要な区域の指定による用途変更や建て替えを促すとともに、指定民間法人を通じて子育て世帯等向けの空き家活用支援を行うべきである。また、適切な管理がなされていない空き家に対する指導・勧告を徹底し、その適切な管理の確保を促すべきである。

さらに、空き家の活用等を通じて二地域居住を推進すべきである。

(3) 交通・物流

①交通・モビリティ

既に技術が成熟しつつある低速・定路線のバスをはじめとして、ロボットタクシー等を含む自動運転の社会実装を速やかに進めるため、2025年目途で全都道府県での自動運転の社会実験を実現すべく、官民連携で導入に取り組む事例を後押しするとともに、MaaSの社会実装を推進するなど、交通のDXを進めるべきである。自動運転やドローン等での安全な運行のため地理空間情報（G空間情報）の整備・活用を図るべきである。

また、水素を使用する燃料電池バス・トラックをはじめとする、商用の電動車の活用を官民連携して促進するなど、交通のGXも進めるべきである。

②物流対策

トラックドライバーの手作業での荷積み・荷下ろしを行う商慣行や発着荷時の長い待機時間の解消、適正な運賃設定や納期の柔軟化など、発荷主・着荷主への働きかけを更に強化するべきである。加えて、標準パレットの導入、トラック予約受付システムの普及、共同輸配送、貨客混載（1台の車両で荷物と乗客を同時に輸送すること）など、物流業界の生産性向上に取り組むべきである。

(4) ヘルスケア

団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が全員75歳以上になる2025年までに地域包括ケアシステムを完成させ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、暮らしを続けられる環境を整備するべきである。

介護と仕事の両立を実現できるよう、介護保険でカバーされていないヘルスケアサービスの活用策について検討を行うべきである。

質の高い個人の健康情報（PHR）サービスの提供を促すため、日常生活における利活用や医療機関・薬局等とのデータ連携のためのデータの標準化や大阪・関西万博などの機会も活用した実証を進めるべきである。

(5) デジタル田園都市国家構想

①官民連携による優良事例の横展開

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、

官民連携によるデジタル技術を通じた地域課題解決を加速し、当該自治体の取組のみに終わらせず、他自治体への横展開へとつなげていくべきである。

②地域のデジタルインフラの整備

光ファイバについて、条件不利地域の実態に沿った措置の検討を進めつつ、2027年度中に世帯カバー率99.9%を達成することが求められる。5Gについて、主要道路などの非居住地域への基地局整備を支援するべきである。また、携帯電話サービス停止時に、他社の基地局を利用できる仕組みについて、2026年3月までの社会実装を目指すべきである。

さらに、離島などの効率的なカバーや非常時の通信の確保に有用なHAPS(高高度プラットフォーム)や衛星通信などの非地上系ネットワーク(NTN)の2025年度以降の早期国内展開等に向け、サービス導入促進のための取組を推進すべきである。

「デジタルライフライン全国総合整備計画」を本年度中に策定し、ドローン航路や自動運転支援道の設定等を行い、先行地域での実装を実現すべきである。

③教育のICT環境の整備

国策としてのGIGAスクール構想で整備された1人1台端末は、居住地域の制約を超えた質の高い教育や、地域の特色を活かした教育を充実させるためのインフラであり、デジタル田園都市の実現にも必要不可欠である。この構想を更に発展・加速させるため、端末の更新を整備時と同様国費で措置するべきである。

④デジタル人材の育成

地域が抱える課題の解決を牽引するデジタル人材について、2024年度末までに年間45万人育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保することが求められる。大学・高等専門学校でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入加速、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練の中で各地の産業・雇用特性に応じたデジタル関連講座の強化を進めるべきである。

⑤デジタルリテラシー

公民館や学校を活用してデジタルリテラシー向上のための講座を実施する自治体への補助について、事業を行う自治体数を増加させるとともに、大学や民間団体の研修施設など、公民館・小中学校以外の場も活用して講座回数・参加人数を拡大し、本年度中に100万人の受講を達成するべきである。

携帯ショップ等において、デジタル推進委員が講師となって行うスマートフォンの利活用法に関する講習会について、携帯ショップのない地域でも、地元企業や自治体と協力して講習会を開催し、年間50万人の受講を達成するべきである。

(6) コンセッション(PPP/PFI等)

空港について、官民のリスク分担の在り方も含めた検討を進め、2026年度までに3か

所で具体的な方針を決定することが求められる。羽田・成田については空港容量の活用・拡大に向け、地域との調整を進めるべきである。

2026年度までに、バスタ7か所、スタジアム・アリーナ10か所の具体的な方針を決定することが求められる。スタジアム・アリーナについて、導入構想段階から自治体の検討を支援するべきである。また、公園、公民館などの身近な施設についてのモデルの形成を支援するべきである。

林業分野については、新たな樹木採取権（あらかじめ指定された国有林に対し、民間事業者が一定期間安定的に樹木を採取できる権利）の設定に向け、候補地の選定を進めることが求められる。その際、案件形成に向けた市場調査・情報収集（マーケットサウンディング）の常時実施、権利期間（基本は10年）の柔軟化、採取区の複数・同時指定等の対応を行うべきである。

（7）中小企業

①「100億企業」など成長力のある中堅・中小企業に対する振興

地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資の支援や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や、外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行うべきである。また、新規輸出1万者支援プログラムの進捗や成果を踏まえ、更なる取組を検討すべきである。

②事業不振の場合の総合的な支援策

ポストコロナ時代を見据え、企業経営者が事業不振の際に、事業承継、M&A、事業再構築・廃業などの幅広い選択肢について、早い段階から専門家に相談できる体制を確立するべきである。

現在検討中の、企業の事業再構築を容易にするため私的整理を円滑に行うことを可能とする法案に加え、経営不振の場合、事業者の収益力改善・事業再生・事業承継・M&A・再チャレンジの総合的支援を図るべきである。

③「社会課題解決（ゼブラ）企業」の創出とインパクト投資の拡大

地域の中小企業から、地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業を創出し、インパクト投資を呼び込むため、ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築するべきである。

（8）国土強靱化、防災・減災

「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するべきである。「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するとともに、中長期的・継続的・安定的に取組を進めることが重要であ

り、対策後の国土強靱化を着実に推進すべきである。今夏を目途に策定する新たな基本計画について、防災インフラの整備等に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化」を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限生かすべきである。

5. 個別分野の取組

①宇宙

宇宙政策の大変革に向けて産学官の力を結集した宇宙技術戦略を策定するとともに、それを支える戦略的かつ弾力的な資金供給機能を JAXA に付加し、多年度にわたる事業の実施を可能とする「宇宙開発基金（仮称）」を設置すべきである。

多数の小型衛星が連携するコンステレーションの構築に向け、要素技術開発・実証に引き続き取り組むべきである。安全保障・防災などユースケースになり得るテーマに重点化し、応用のための開発を行うべきである。

H3 ロケット及びイプシロンロケットの打上げ失敗の原因を究明し、必要な対策を講じた上で、打上げの成功を図ることが求められる。また、海外を含む民間需要に応えるため、打上げ頻度の更なる向上を目指し、種子島の射場システムの強化等打上げ能力の強化に引き続き取り組むべきである。

準天頂衛星システムの強化に引き続き取り組み、7機体制を着実に整備しつつ11機体制に向けた検討・開発に着手すべきである。2024年度に火星衛星探査機を打上げ、2029年度に帰還して世界初の火星圏のサンプル採取を目指すべきである。さらに、月面での持続的な有人探査を目指すアルテミス計画に参画し、有人与圧ローバの本格的な開発等を進め、2020年代後半の米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸の実現を図るべきである。

②海洋

本年4月に改定した海洋基本計画に基づき、我が国の総合的な国力の向上その他国益の観点から省庁横断で取り組むべき重要なミッションについて、その実現に向けた「海洋開発重点戦略」を策定するとともに、複数年度を視野に入れた「海洋開発戦略資金」を確保し、フロンティアである海洋の開発を強力に推進すべきである。

まず、自律型無人探査機（AUV）の開発・利用に向けた戦略を策定し、小型化、海洋利用の無人化等に対応した AUV の機能向上等の技術開発・社会実装を行うべきである。

また、南鳥島とその周辺海域の開発の推進や、洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）への展開に向けた制度整備の推進に向けた戦略を策定し、洋上風力発電の適地選定に向けたデータの整備等の関連施策を着実に実施するべきである。

③大阪・関西万博に向けた取組

物価高騰の局面においても、日本館等の会場建設を着実に進め、万博会場の万全なセ

セキュリティ対策や、各国の万博参加に向けた支援等に取り組むべきである。また、「大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、デジタル、カーボンニュートラル、ライフサイエンス等の実証・発信に取り組むとともに、全国的な機運醸成を促進すべきである。

④企業の海外ビジネス投資の促進

中小企業による製品開発や販路開拓を含め、技術と意欲ある企業の取組を支援すべきである。このため、在外公館等の連携の実績、支援メニューによる成功の実績などをベンチマークし、半年毎に進捗状況をフォローするべきである。

⑤グローバル・サウスへの関与の強化等

いわゆるグローバル・サウスと呼ばれる国々には、エネルギー・鉱物資源や、重要な産業サプライチェーンの一端を担う国々もある。グローバル・サウスでのビジネスを進める企業への政策支援を強化すべきである。

また、G7、IPEF、CPTPP、EPA等の国際枠組みを積極的に活用するべきである。

⑥福島をはじめ東北における新たな産業の創出

浜通り地域等における実用化開発支援や企業誘致支援を行い、特に、スタートアップ支援への重点化を図るべきである。福島国際研究教育機構において、国が定めた中期目標に沿い、研究開発・産業化・人材育成を進めるべきである。

新しい資本主義実行本部 経済成長戦略委員会 開催実績

第1回【総論】

2月21日（火）

富山 和彦 株式会社経営共創基盤 IGPI グループ会長

第2回【地域の社会課題】

3月22日（水）

藤原 加奈 株式会社フジワラテクノアート 副社長

澤村 幸一郎 株式会社 Sawamura 代表取締役

第3回【観光・インバウンド】

4月4日（火）

片山 健也 北海道ニセコ町長

井口 智裕 株式会社いせん代表取締役、（一社）雪国観光圏代表理事

第4回【イノベーション】

4月11日（火）

安宅 和人 Zホールディングス株式会社シニアストラテジスト

水野 弘道 グッドスチュワードパートナーズ合同会社代表

第5回【食品、農林漁業】

4月13日（木）

内藤 祥平 株式会社日本農業 CEO

増永 勇治 グローバルオーシャンワークス株式会社代表取締役

第6回【半導体、カーボンニュートラル】

4月20日（木）

小柴 満信 JSR株式会社

澤 正彦 出光興産株式会社取締役 常務執行役員

第7回【経済成長、財政運営】（財政健全化推進本部との合同会議）

4月27日（木）

武田 洋子 株式会社三菱総合研究所 政策・経済センター長

第8回【フォローアップ】

4月28日（金）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のフォローアップ

第9回【取りまとめ】

5月25日（木）

新しい資本主義実行本部 提言（案）